

廃プラスチック類の適正処理も 排出事業者の責任です

外国政府による使用済プラスチック等の輸入禁止措置によって、国内で処理される廃プラスチック類の量が増大しています。

～排出事業者の責務～

- ① 分別の徹底を
 - ・分別を徹底することで、処理業者による廃プラスチック類の処理が円滑に進みます。
- ② 適正な対価の支払いを
 - ・適正処理には適正な対価がかかります。(※1)
- ③ 処理状況の確認を
 - ・処理を委託して終わりではなく、1年に1回以上、処理の状況を実地で確認しましょう。(※2)
 - ・管理票（マニフェスト）を活用し、処理の状況を確認しましょう。(※3)

⇒処理が行われていないなど、不適正な処理を把握した場合には、排出事業者として適切な措置を講じる必要があります。

※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「法」という。）第19条の6

※2 法第12条第7項、循環型地域社会の形成に関する条例（平成14年岩手県条例第73号）第22条、循環型地域社会の形成に関する条例施行規則（平成15年岩手県規則第22号）第15条

※3 法第12条の3第8項

【お問い合わせ先】

岩手県環境生活部資源循環推進課 <TEL> 019-629-5366
又は最寄りの広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター まで